

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令案要綱

第一 土地の所有者の探索の方法、物件の所有者の探索の方法、土地等の権利者の探索の方法及び土地の關係人の探索の方法について定めるものとする事。
(第一条及び第六条から第八条まで関係)

第二 簡易建築物の要件について定めるものとする事。
(第二条関係)

第三 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する施設及び土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に掲げるものうち地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものについて定めるものとする事。
(第三条及び第四条関係)

第四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下「法」という。)第九条第三項の規定に基づく土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請手続について定めるものとする事。
(第五条関係)

第五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償に関する細目について定めるものとする事。
(第九条関係)

第六 特定登記未了土地につき相続登記等がされていない期間について定めるものとする事。

(第十条関係)

第七 法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料について定めるものとする。

(第十一条関係)

第八 この政令は、法の施行の日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

第九 関係政令について所要の改正を行うものとする。

(附則第二条から第十五条まで関係)